

# 第3次 雲南市男女共同参画計画

---

気づいて築くうんなんプラン

資料編



雲 南 市 2025(令和7)年3月策定

# 目 次

・計画策定の背景	1
・計画の数値目標と参考とする数値	4
・雲南市男女共同参画に関する市民意識調査の概要	6
・雲南市男女共同参画に関する市民意識調査に関する考察	8
・雲南市男女共同参画推進条例	25
・雲南市男女共同参画推進条例施行規則	27
・雲南市男女共同参画センターの設置に関する規則	28
・雲南市女性相談支援員規則	28
・雲南市男女共同参画推進本部要綱	29
・雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議会則	30
・雲南市困難な問題を抱える女性及びDV被害者等に対する支援調整会議要綱	30

# 計画策定の背景

わが国では、日本国憲法にうたわれている「個人の尊重」と「法の下の平等」の理念のもと、男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。そのような中で1999（平成11）年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定されたことは、わが国の男女共同参画社会実現に向けた取り組みの大きな一歩となりました。2000（平成12）年には「男女共同参画基本計画」が策定され、以降、5年ごとに計画を見直しながら、様々な取り組みが進められてきました。その他の法の整備では、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、配偶者からの暴力が社会問題化する中で、これによって、相談体制、一時保護等などの被害者支援体制が整備されました。また、2015（平成27）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定され、女性の社会進出の一層の進展とともに、男性中心の労働慣行の見直しに向けた取り組みが進められています。さらに、2021（令和3）年6月には、男性の育児休業取得促進に向けた動きを加速させることなどを目的として「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されました。その後、2024（令和6）年4月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）が施行され、女子の保護更生を目的とした売春防止法から脱却し、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等を基本理念に掲げ、新たな支援の枠組みが構築されました。

このように、わが国における男女共同参画社会実現に向けた取り組みは着実に進められてきました。しかし、性別役割分担意識を背景とした社会的制度や慣行などの見直しは進まず、現在においても、世界的にみるとかなり遅れを取っている状況です。

また、国連によるSDGsの提唱に伴う世界的なジェンダー平等への意識の高まりや、新型コロナウイルス感染がもたらした生活様式の変化など、社会全体が大きな変革の時期に差しかかっており、このような社会状況の変化に素早く柔軟に対応する必要があります。

## （1）国の取り組み

国は、第5次男女共同参画基本計画【2021（令和3）年度から2025（令和7）年度の5年間】を2020（令和2）年12月に策定しました。計画において強調すべき視点として「あらゆる分野における女性の参画拡大」「安心・安全な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」を掲げ、11の個別分野における基本的方向と具体的施策を定めました。

## （2）島根県の取り組み

島根県は、第4次島根県男女共同参画計画【2022（令和4）年度から2026（令和8）年度の5年間】を2022（令和4）年3月に策定しました。男女の人権の尊重、あらゆる分野での女性の活躍促進、安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくりなどに向けて、重点目標10項目を掲げ、施策の方向性を示しました。

## （3）雲南市の取り組み

雲南市は、「すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に対

等に参画できる男女共同参画社会」の実現を目指して、2004（平成16）年11月に「雲南市男女共同参画推進条例」を制定し、2007（平成19）年3月には、雲南市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「雲南市男女共同参画計画」を策定しました。翌年2008（平成20）年4月には雲南市男女共同参画センターを設置し、研修会、講演会の開催など男女共同参画意識の普及と女性相談やDV（ドメスティック・バイオレンス）対策などに努めてきました。

2013（平成25）年11月30日に県内で4番目となる「男女共同参画宣言都市」となり、男女共同参画意識づくりのすそ野を広げるため、市民・議会・行政が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図る「男女共同参画宣言都市奨励事業」を実施しました。これを契機として推進・啓発活動の更なる充実、宣言文の浸透などに注力してきました。

その後、2014（平成26）年に国の「DV防止法」の改正を受けて、2015（平成27）年3月、「雲南市DV対策基本計画」を盛り込んだ「第2次雲南市男女共同参画計画」を策定し、2025（令和7）年3月までの10年間を見据えた計画の中で、施策の推進を図ってきました。

また国の「女性活躍推進法（2015（平成27）年9月）」の制定を受け、本市においても女性活躍に関する推進計画を策定する必要があることから、既に、女性の活躍を重点的に取り組む事項として明記している本市の男女共同参画計画の中に位置づけました。

さらに、令和7年3月策定の「第3次雲南市男女共同参画計画」には、2024（令和6）年4月に施行された「女性支援法」に基づいた本市の「市町村基本計画」を盛り込みました。

一方、啓発活動においては、島根県から委嘱を受けた雲南市在住の島根県男女共同参画サポーター及び雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議による意識啓発活動を行っています。

#### （4）男女共同参画とSDGs

男女共同参画社会基本法では、わが国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないと規定しています。こうした中、2015（平成27）年9月に国連において2030年までの国際開発目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、環境・経済・社会に関わる幅広い17のゴールからなる持続可能な開発目標（SDGs）が掲げされました。このSDGsには「ゴール5＊ジェンダー平等を実現しよう」等、男女共同参画の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGsの推進につながるものと考えています。

#### 男女共同参画社会の実現と関連するSDGsの6つの目標



##### 【目標1（貧困）】

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



##### 【目標3（保健）】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

**4** 質の高い教育を  
みんなに



【目標 4（教育）】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

**5** ジェンダー平等を  
実現しよう



【目標 5（＊ジェンダー）】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う

**8** 働きがいも  
経済成長も



【目標 8（経済成長と雇用）】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

**10** 人や国の不平等  
をなくそう



【目標 10（不平等）】

各国内および各国間の不平等を是正する

## 計画の数値目標

計画の柱	基本施策	項目	現状値	目標数値	所管課
			R5年度末	(R7~)	
えすこに育む	1	(1) 男女共同参画に関する講演会等の実施数	27回	30回	男女共同参画センター
		(3) 人権・男女共同参画啓発パネル展の実施回数	13か所	15か所	人権センター 男女共同参画センター 総合センター
	2	(3) (4) 性別による役割分担に否定的な人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査より)	82.5%	90.0%	男女共同参画センター
		(3) (4) 社会全体における男女の平等感	13.8%	50.0%	男女共同参画センター
		(市民生活の現状に関するアンケート調査より)			
		(3) (4) 男女が平等に扱われていると感じる割合	69.4%	74.0%	政策推進課
えすこに創る	3	(5) 市の審議会等への女性の参画率（法律・条例）	28.7%	40.0%	各課
		(5) 女性の参画がゼロの審議会等の数（審議会等合計）	6 (50)	0	各課
		(5) 学校評議員、PTA役員等への女性の参画率	一	40%	学校教育課
		(6) 男女共同参画の視点に立った学習会等を開催している地域自主組織	21か所	30か所	地域振興課 男女共同参画センター
	4	(8) 男性職員の育児休業取得の促進	20%	10%	人事課
		(8) 男性職員の育児休業取得の促進	45.5%	10%	市立病院
		(8) 女性職員の管理職への積極的な登用	25.2%	25%	人事課
		(8) 女性職員の管理職への積極的な登用	46.9%	55%	市立病院
		(8) 市内事業所を対象とした男女共同参画（女性が働きやすい職場環境づくり）に関する研修会の開催	一	1回	商工振興課 男女共同参画センター
えすこに暮らす	5	(13) 延長保育	11か所	12か所	こども政策課
		(13) 一時保育（保育所型）	11か所	11か所	こども政策課
		(13) 休日保育	2か所	2か所	こども政策課
		(13) 病児・病後児保育（うち1か所は病児保育室）	4か所	4か所	こども政策課
		(13) 子育て支援センター数	5か所	5か所	こども政策課
		(13) 放課後児童クラブ数	11か所	12か所	こども政策課
えすこに育む	6	(16) デートDV防止に関する研修を実施した中学校の割合	85.7%	100%	学校教育課 男女共同参画センター
	7	(19) 男女共同参画の視点に立った防災研修の実施回数	4回	5回	男女共同参画センター 防災安全課
	8	(20) 乳幼児健康診査の受診率（4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月）	98.6～99.4%	100%	こども家庭支援課
		(20) 子宮がん検診の受診率	15.9%	15.9%以上	健康推進課
		(20) 乳がん検診の受診率	16.0%	16.0%以上	健康推進課

## 参考とする数値

【地域自主組織会長の女性数】 30 組織

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地域自主組織の女性会長数	1	1	1	1	1	1	3

【自治会長の女性数】

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
自治会の女性会長数（総数）	12	11	11	16	15	16	14
	(504)	(505)	(503)	(502)	(501)	(500)	(501)

【市議会議員の女性数】

	H16~	H20~	H24~	H28~	R2~	R6~
市議会議員の女性議員数（総数）	2	2	1	2	3	4
	(38)	(24)	(22)	(22)	(19)	(19)

# 男女共同参画に関する市民意識調査

## 1 調査の目的

本調査は、男女共同参画に関する市民の意識を把握し、当市における施策の在り方や方向性を見出し第3次雲南市男女共同参画計画策定の基礎的資料とする目的としています。

## 2 調査の方法

- (1) 調査地域：雲南市内全域
- (2) 調査対象：雲南市内に住民票を有する満18歳以上の男女
- (3) 標本数：2,000人
- (4) 標本抽出法：令和5年5月18日現在の住民登録者から無作為抽出
- (5) 調査期間：令和5年6月14日～令和5年7月10日

## 3 調査内容

- 男女の役割に関する事項
- 就労に関する事項
- 家庭生活に関する事項
- 男女間における暴力の防止・被害者支援に関する事項
- 男女共同参画に関する用語・制度・機関の認知度

## 4 回収状況

回収数 828人

(女性 429人、男性 346人、どちらでもない 2人、性別は回答しない 9人、無回答 42人)

回収率 41.4%

## 5 調査結果

別冊「雲南市男女共同参画に関する市民意識調査結果【年齢・町別単純集計グラフ】」令和6年3月をご覧ください。

## 6 その他

本調査報告の分析・考察について、雲南市男女共同参画推進委員である大阪大学大学院人間科学研究科（前島根大学人間科学部福祉社会コース）佐藤桃子講師の全面協力をいただき作成しました。

## 回答者の基本属性

### 性別

女性	429	51.8%
男性	346	41.8%
どちらでもない	2	0.2%
性別は回答しない	9	1.1%
無回答	42	5.1%
合計	828	100.0%

### 住所

大東町	243	29.3%
加茂町	124	15.0%
木次町	167	20.2%
三刀屋町	152	18.4%
吉田町	39	4.7%
掛合町	50	6.0%
無回答	53	6.4%
合計	828	100.0%

### 配偶者（パートナー）の有無

現在、配偶者（パートナー）がいる	582	70.3%
配偶者（パートナー）とは離別・死別	118	14.3%
結婚したことはない	80	9.7%
無回答	48	5.8%
合計	828	100.0%

### 同居しているお子さんの有無

就学前の子どもがいる	40	4.8%
小学生の子どもがいる	79	9.5%
中学生、高校生、大学生、短大生、専門学校生の子どもがいる	111	13.4%
1,2,4 以外の子どもがいる	273	33.0%
子どもはない	276	33.3%

### 年齢

20歳代以下	15	1.8%
30歳代	50	6.0%
40歳代	98	11.8%
50歳代	120	14.5%
60歳代	205	24.8%
70歳代	203	24.5%
80歳代以上	111	13.4%
無回答	26	3.1%
合計	828	100.0%

### 就労状況

常勤の被雇用者	252	30.4%
会社経営者・役員	21	2.5%
小規模自営業主、自由業者	48	5.8%
派遣、契約・嘱託社員	44	5.3%
パート・アルバイト	105	12.7%
家族従業者	30	3.6%
職業についていない	259	31.3%
その他	33	4.0%
無回答	36	4.3%
合計	828	100.0%

### 配偶者の就労状況

常勤の被雇用者	185	31.8%
会社経営者・役員	19	3.3%
小規模自営業主、自由業者	36	6.2%
派遣、契約・嘱託社員	21	3.6%
パート・アルバイト	81	13.9%
家族従業者	33	5.7%
職業についていない	180	30.9%
その他	20	3.4%
無回答	7	1.2%
合計	582	100.0%

### 同居している方

1人暮らし	78	9.4%
配偶者（パートナー）	532	64.3%
子ども	375	45.3%
親	225	27.2%
孫	91	11.0%
きょうだい	20	2.4%
その他	31	3.7%

**雲南市男女共同参画に関する市民意識調査（2023年）結果について**  
**佐藤桃子（大阪大学大学院人間科学研究科講師）**

**■回答者の基本属性<sup>\*1</sup>**

まず、今回の回答者の基本属性を確認する。いずれも無回答ケースは除いて集計している。性別は、女性 429 人（51.8%）、男性 346 人（41.8%）、どちらでもない 2 人（0.2%）、回答しない 9 人（1.1%）であった。年齢層については、20 代以下 15 人（1.9%）、30 代 50 人（6.2%）、40 代 98 人（12.2%）、50 代 120 人（15.0%）、60 代 205 人（25.6%）、70 代 203 人（25.3%）、80 代以上 111 人（13.8%）となっている。なお、2020 年国勢調査では、雲南市の 18 歳以上人口に占める 18～19 歳は 1.5%、20 代は 6.8%、30 代は 10.5%、40 代は 14.7%、50 代は 13.9%、60 代は 19.6%、70 代は 18.9%、80 代は 14.1% であり、20 代以下および 30 代の回答者数が実際の人口割合を大幅に下回っている。若い世代の回収率が低くなってしまったことを受け、今後の意識調査の方法を考えるとともに、今回得られたデータに上記のような制約があることを記しておく。また、本報告の中で世代別に意識を比較する項目が複数あるが、特に 20 代・30 代の母数が少ないことをふまえてデータを読む必要がある。

年齢層比率を全体及び性別に集計すると以下の表のようになる。

**性別年齢層**

	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計
全体	15 1.9%	50 6.2%	98 12.2%	120 15.0%	205 25.6%	203 25.3%	111 13.8%	802 100.0%
女性	7 1.6%	29 6.8%	55 12.8%	74 17.2%	100 23.3%	98 22.8%	66 15.4%	429 100.0%
男性	6 1.7%	19 5.5%	42 12.1%	44 12.7%	100 28.9%	100 28.9%	35 10.1%	346 100.0%

配偶者（パートナー）のいる回答者は、全体で 582 人（74.6%）、女性 301 人（72.7%）、男性 264 人（77.2%）と約 7.5 割を占める。就学前の子どもがいる回答者は 40 人、小学生の子どもがいる回答者は 79 人、中学生・高校生・大学生・短大生・専門学校生の子どもがいる回答者は 111 人、それ以外の子どもがいる回答者は 273 人であった。子どものいる回答者のうち、学齢期までの子ども（中高大学生等を含む）がいる回答者は全体で 230 人（女性 115 人、男性 111 人）である。

回答者の就労形態については、全体では「職業についていない」が多く 259 人（32.7%）、うち女性 162 人（38.3%）、男性 87 人（25.2%）である。次いで「常勤の被雇用者」が多く、全体で 252 人（31.8%）、うち女性 109 人（25.8%）、男性 137 人（39.7%）となっている。女性はパート・アルバイトの割合も高く、82 人（19.4%）であった。

配偶者の就労形態については、全体で最も多いのは「常勤の被雇用者」で 185 人（32.2%）、女性 115 人（39.0%）、男性 66 人（25.1%）である。次に「職業についていない」が全体で 180 人（31.3%）、女性は 77 人（26.1%）、男性は 95 人（36.1%）となっている。

※1 今回の調査から、性別の質問項目に「どちらでもない」と「性別は回答しない」という選択肢を追加した。これらの回答については、男女別クロス集計をする際に「その他」として項目を立てることも検討したが、数が小さくなりすぎてしまうため、全体数に含むこととする。

## 回答者の就労形態

	常勤の 被雇用者	会社経営者・ 役員	小規模自営業主・ 自由業者	派遣、契約・ 嘱託社員	パート アルバイト	家族従業者	職業について いない	その他	合計
全体	252	21	48	44	105	30	259	33	792
	31.8%	2.7%	6.1%	5.6%	13.3%	3.8%	32.7%	4.2%	100.0%
女性	109	4	8	18	82	25	162	15	423
	25.8%	0.9%	1.9%	4.3%	19.4%	5.9%	38.3%	3.5%	100.0%
男性	137	17	35	26	21	4	87	18	345
	39.7%	4.9%	10.1%	7.5%	6.1%	1.2%	25.2%	5.2%	100.0%

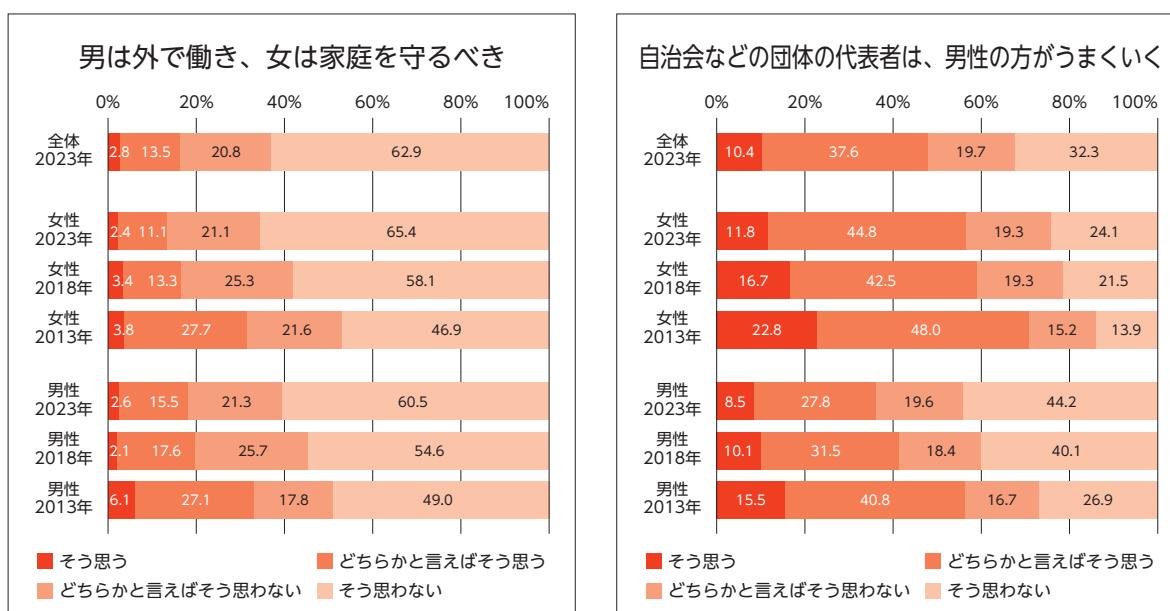
## 回答者の配偶者の就労形態

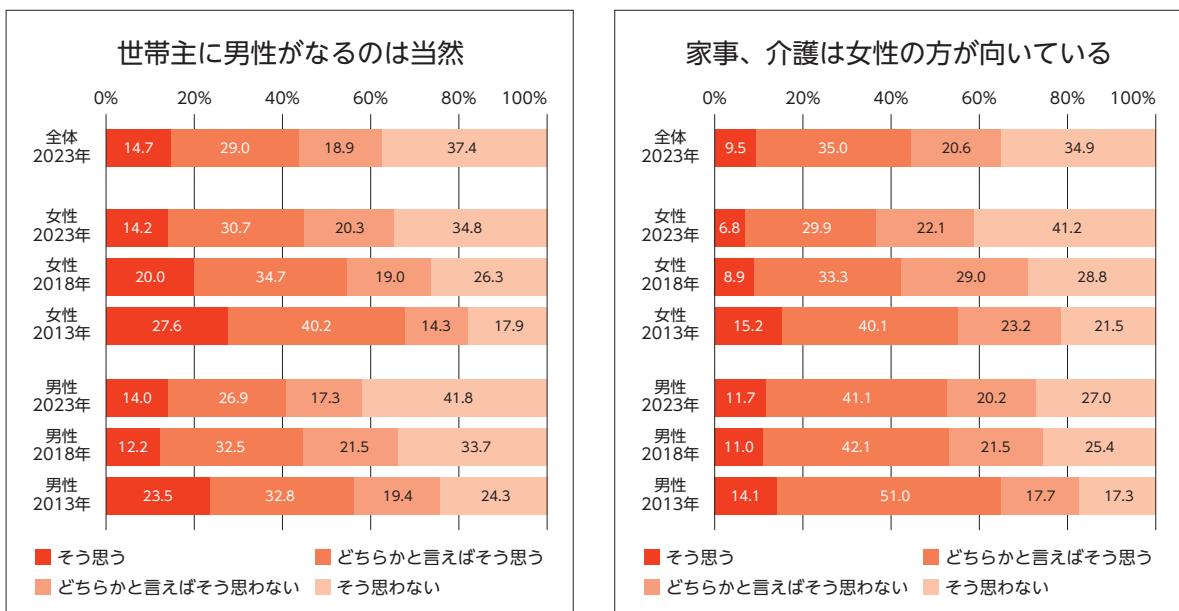
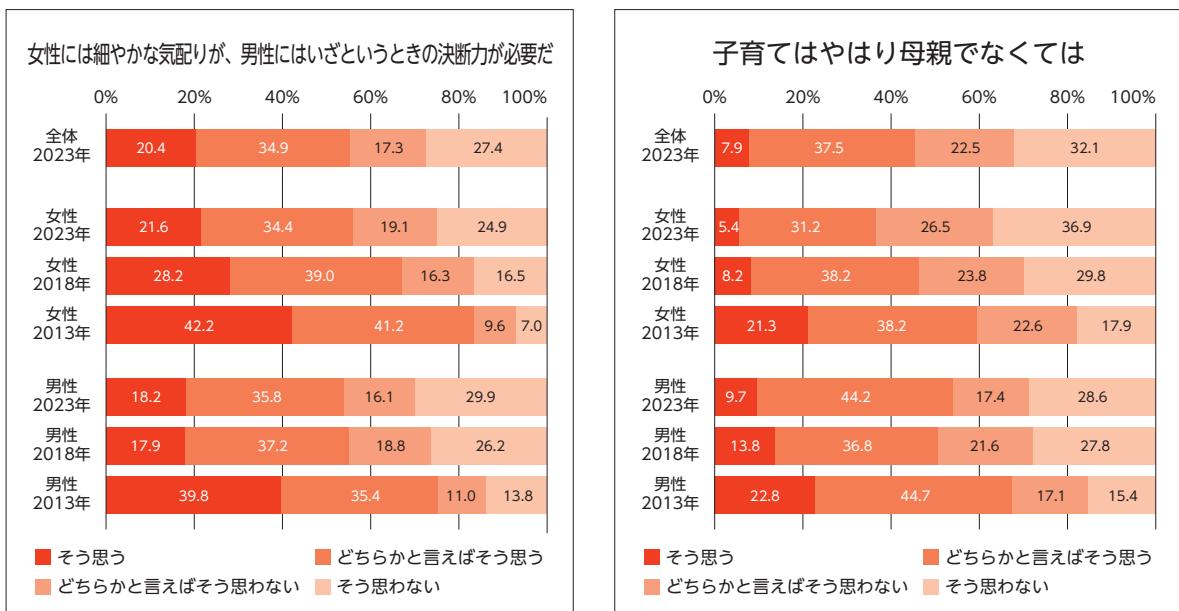
	常勤の 被雇用者	会社経営者・ 役員	小規模自営業主・ 自由業者	派遣、契約・ 嘱託社員	パート アルバイト	家族従業者	職業について いない	その他	合計
全体	185	19	36	21	81	33	180	20	575
	32.2%	3.3%	6.3%	3.7%	14.1%	5.7%	31.3%	3.5%	100.0%
女性	115	10	27	14	23	13	77	16	295
	39.0%	3.4%	9.2%	4.7%	7.8%	4.4%	26.1%	5.4%	100.0%
男性	66	9	7	6	58	18	95	4	263
	25.1%	3.4%	2.7%	2.3%	22.1%	6.8%	36.1%	1.5%	100.0%

一人暮らしの回答者は、全体で 78 人（16.8%）、女性 39 人（15.1%）、男性 35 人（18.2%）と比較的少ないが、前回調査の時よりも一人暮らしの割合が高くなっている（2018 年調査では女性 3.8%、男性 5.8%）。親子 2 世代で暮らしている回答者は全体で 304 人（65.4%）、親子孫の 3 世代で暮らしている回答者は、全体で 151 人（32.5%）、4 世代同居で暮らしている回答者は 10 人（2.2%）である。

## ■これまでの調査（2013 年、2018 年）との比較

今回の 2023 年調査の結果をこれまでの 2013 年、2018 年調査と比較することで、この 10 年間で市民のジェンダーに関する意識や社会認識がどう変わったか、または変わらないかを見てみたい。2023 年のみ全体の割合を追加している。





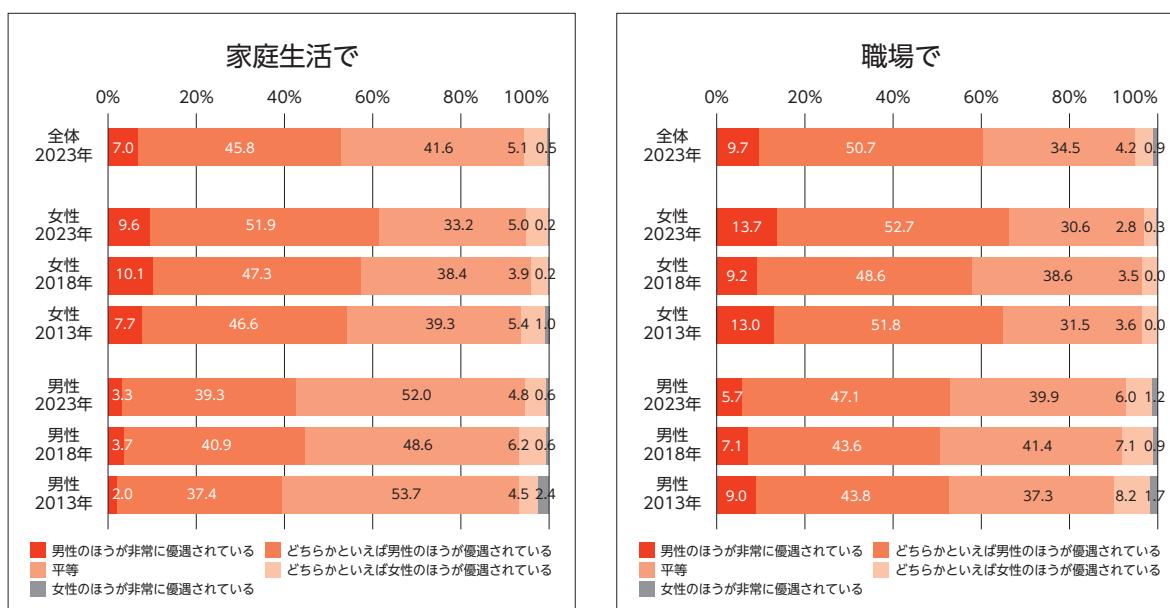
性別役割に関する考え方の推移をみてみると、2013年から比較して、いずれの項目においても固定的な性別役割については否定的な意見が増加していることが分かる。「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という項目に関しては、2018年調査と比べて「そう思わない」と答えた人が男女ともに増加している。しかし、「子育てはやはり母親でなくてはと思う」、「家事、介護は女性の方が向いている」、「女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ」における男性の意識変化のみを見ると、2018年に比べて肯定的な意見が微増、もしくはほぼ変わらない割合で推移している。また、「自治会などの団体の代表者は、男性の方がうまくいく」では女性において、「子育てはやはり母親でなくてはと思う」「家事、介護は女性の方が向いている」では男性において、肯定的な意見が過半数を占めている。

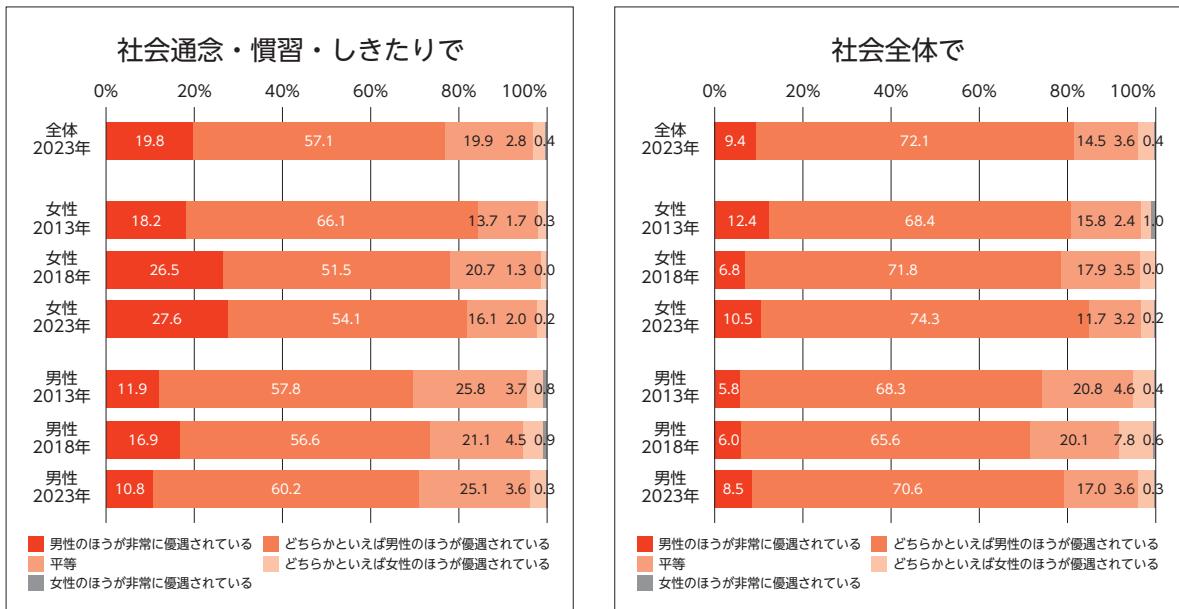
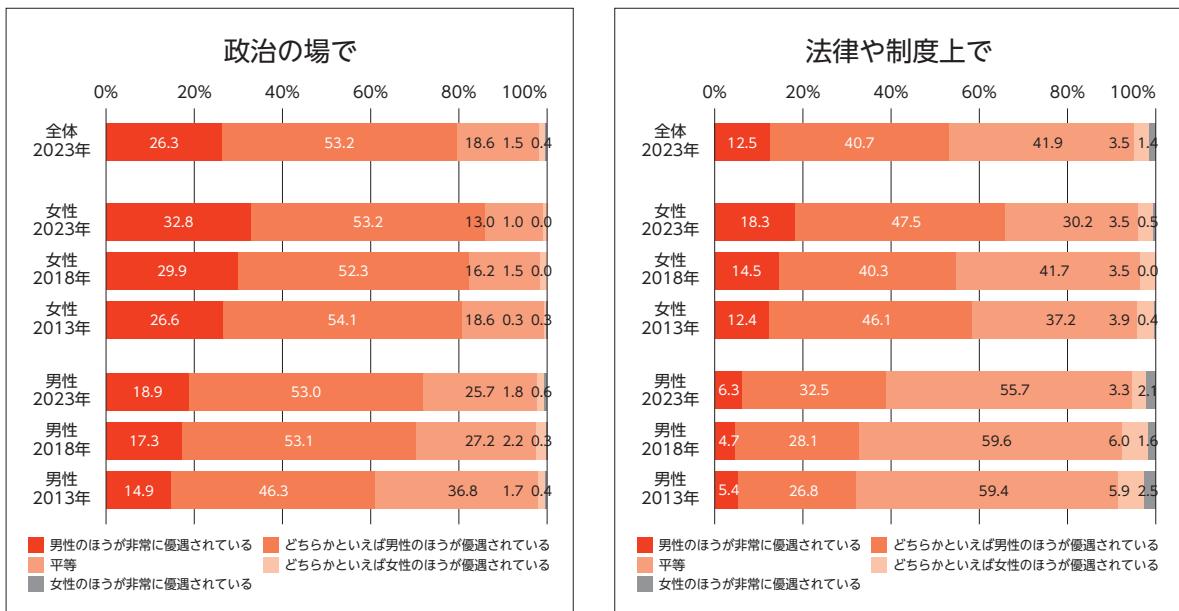
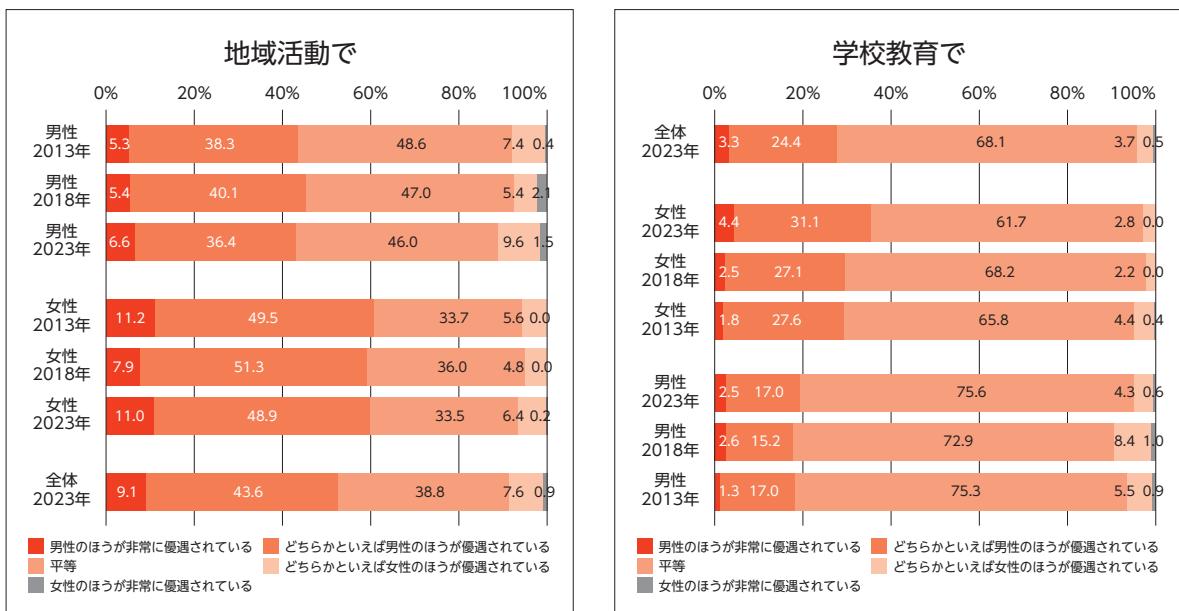
それでも全体的にみると、性別役割が固定されるような考え方については「そう思わない」と答えた人の割合がこの10年間で確実に増加してきたと言えるだろう。

次に、「雲南市では次にあげるような分野で男女平等になっていると思うか」に対する回答の2013年からの変化を確認する。ただし、この設問は2013年のみ「社会が平等になっているか」を問うものになっており、2018年からは「雲南市では」と対象を限定した尋ね方になっていることを留意する必要がある。

全体的に、男性よりも女性の方が「男性の方が優遇されている」と感じる割合が高く、「家庭生活で」「法律や制度上で」の項目では、男女間で「平等」と答える人の割合に20%の差がある。2018年からの認識の変化に注目してみると、「職場で」「学校教育で」「政治の場で」「法律や制度上で」そして「社会全体で」とほとんどの項目で、男女ともに「男性優位」を感じる人の割合が増加している（「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえど男性の方が優遇されている」を足し合わせた場合）。一方で「家庭生活で」「地域活動で」「社会通念・慣習・しきたりで」の項目では、女性は「男性が優遇されている」と感じる人の割合が増加しているが、男性では減少している。しかし全体的にみると、すべての領域で「男性優位」と感じる人が増えていると言えるだろう。

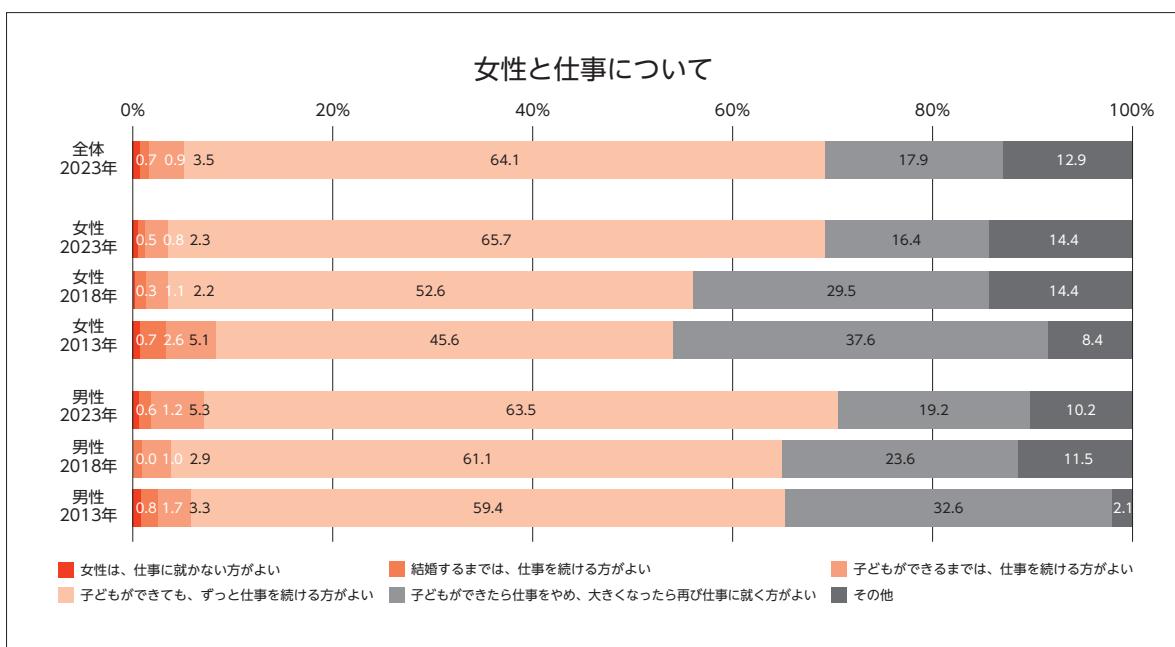
これは、2018年と比べて2023年では、男女ともにジェンダー間の格差により目が向くようになったことを示しているのではないだろうか。さまざまな報道や情報に触れる中で、男女の教育格差や賃金格差、男女平等の達成度合いを示すジェンダーギャップ指数が日本では非常に低いことなどが、この数年間でより多くの人に認識されるようになった可能性がある。





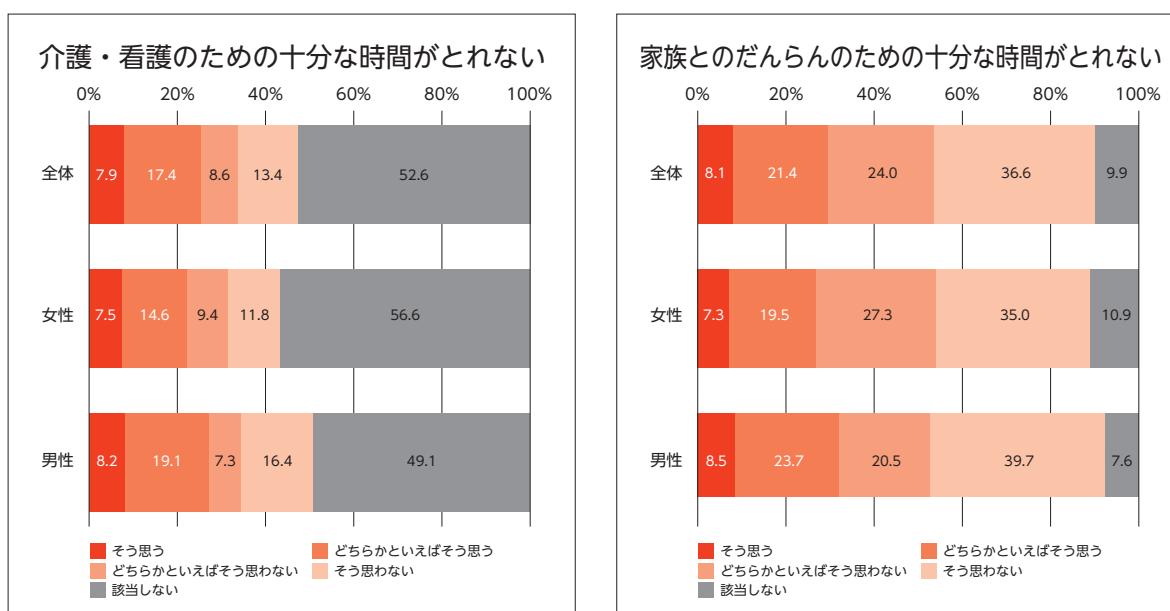
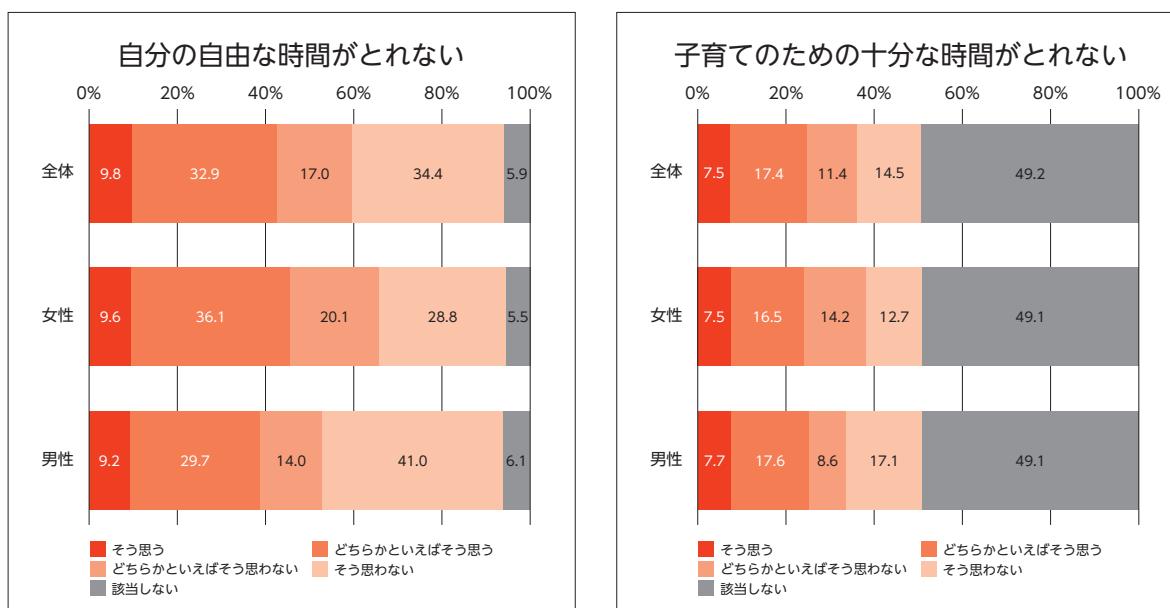
次に、「女性と仕事はどうあるべきか」という質問項目に対する回答について、2013年から2023年までを比較する。この設問は、性別役割分業規範からどのくらい自由になっているかの指標として用いられるものである。そのため、「女性は家庭で家事・育児」という従来の固定観念から離れたライフスタイルがどのくらい支持されるか、を確認することができる。2018年調査と比べて、「子どもが即便でも、ずっと仕事を続ける方がよい」と答えた人の割合が男女ともに増加しており、特に女性で52.6%から65.7%と大きく変化している。また、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方が良い」と答えた人も男女ともに大きく減少している。2013年からの全体的な変化を見ると、多くの人が「子どもが即便でも、ずっと仕事を続ける方がよい」と考えるようになったと言えるだろう。

一方で、前回調査の際に大きく割合が増加した「その他」の回答が、今回の調査でも同程度みられた。「その他」の具体的な中身としては「個々の判断」、「その人次第」、「個人の能力・環境など一概には言えないと思う。」、「女性は男性はというよりもその人個人の意見を尊重してほしい。」などがあった。「女性・男性」ではなく個人やそれぞれの家庭の判断を重視するという意見が多く、男女の役割規範を超えて個人の選択が可能となる状態を望むものだと読み取ることができる。



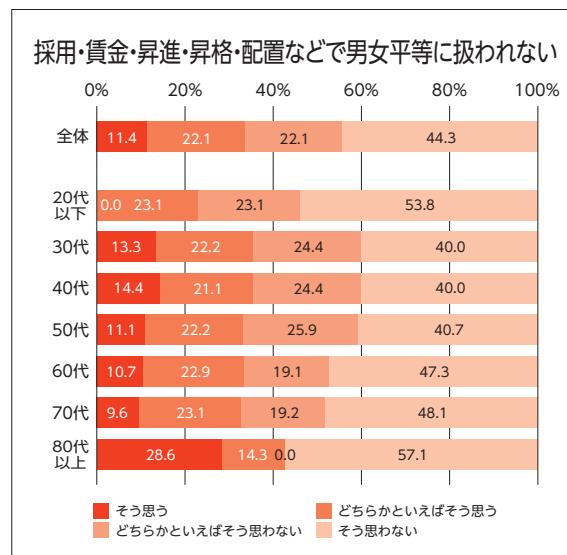
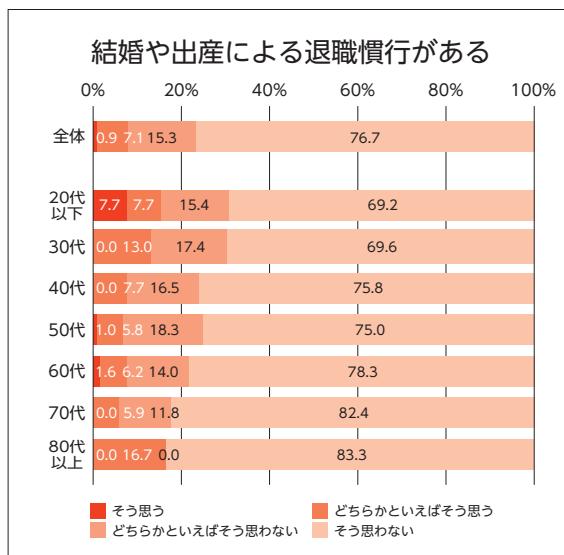
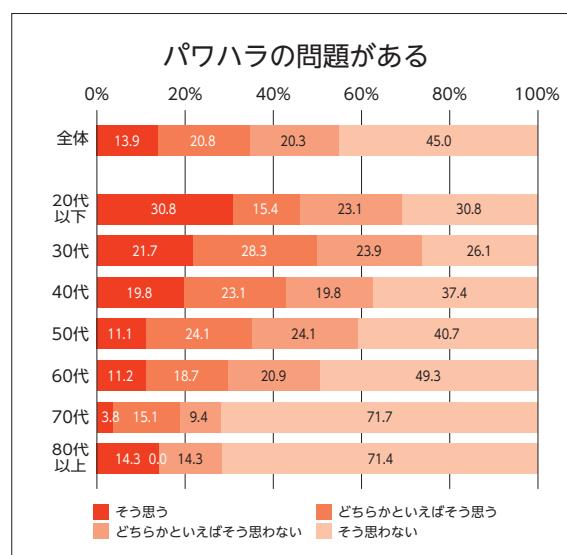
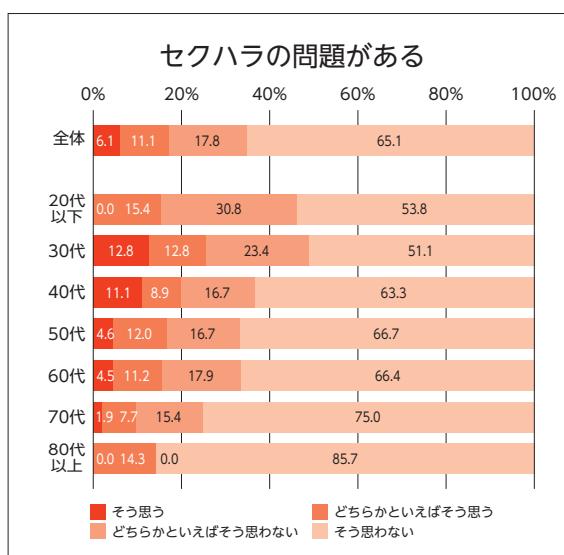
## ■職業生活について

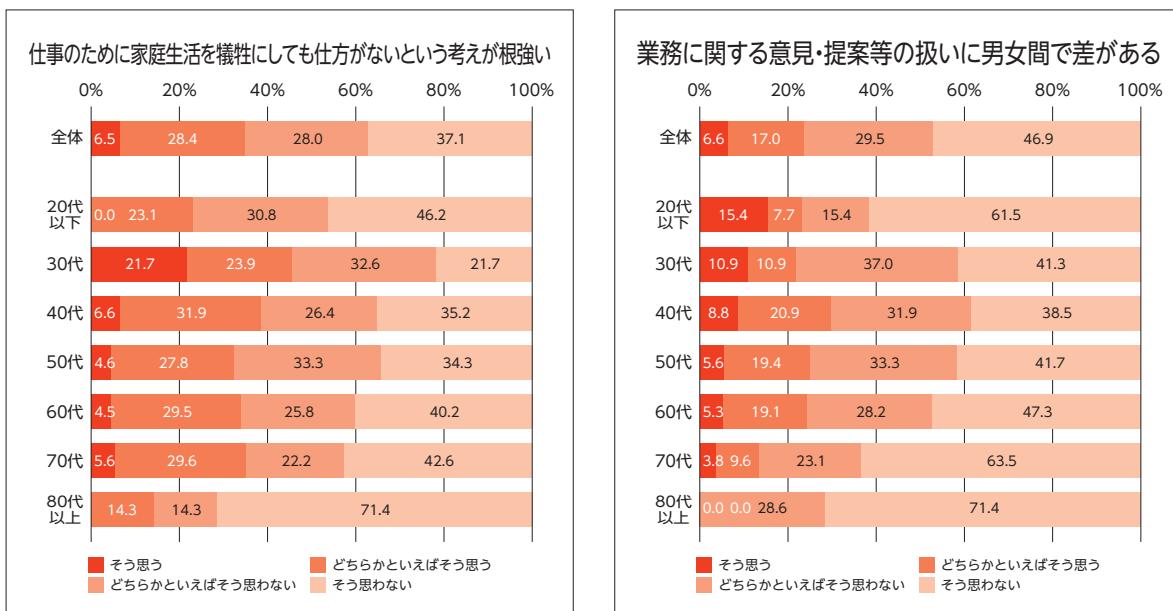
就労している回答者は、全体で 545 人（68.8%）、女性 262 人（64.1%）、男性 258 人（75.9%）であった。これらの就労者に、仕事と仕事以外の「自分の自由な時間」「子育てのための十分な時間」「介護・看護のための十分な時間」「家族とのだんらんのための十分な時間」とのバランスをめぐっての不安や悩みの有無を尋ねた。「自分の自由な時間がとれない」については女性の方が、「介護・看護のための十分な時間がとれない」「家族とのだんらんのための十分な時間がとれない」については男性の方が、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合が高かった。



また、就労している回答者に対しては職場での問題について、ハラスメントなどの有無を尋ねた。この項目では、世代ごとにどのような認識を持っているかを比較した。ただし、先述したとおり20代以下は回答者数が少ないと留意する必要がある。

「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の問題がある」に対し「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人は全体で17.2%、20代以下では15.4%、30代では25.6%、40代では20%、50代では16.6%、60代では15.7%、70代では9.6%、80代以上で14.3%というように、20代以下と80代以上を除いて考えると、年齢が上がるごとに割合が下がっていく。また、「パワー・ハラスメント（パワハラ）」については、全体で34.7%の人が問題があると認識しており、30代では50%の人が職場でのパワハラを認識しているが、セクハラと同様に年齢が上がるごとに「そう思う」と答える人の割合が下がっている。「結婚や出産による退職慣行」について、「そう思わない」と答える人がどの年代でも多数を占めるが、20代と30代では「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が1割を超える。「採用・賃金・昇進・昇格・配置などで男女平等に扱われない」「仕事のために家庭生活を犠牲にしても仕方がないという考え方根強い」という設問では、どの年代でも3割程度の人が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答している。職場の問題に関して、特にハラスメントについては認識に年代ごとの差がみられるという特徴があった。



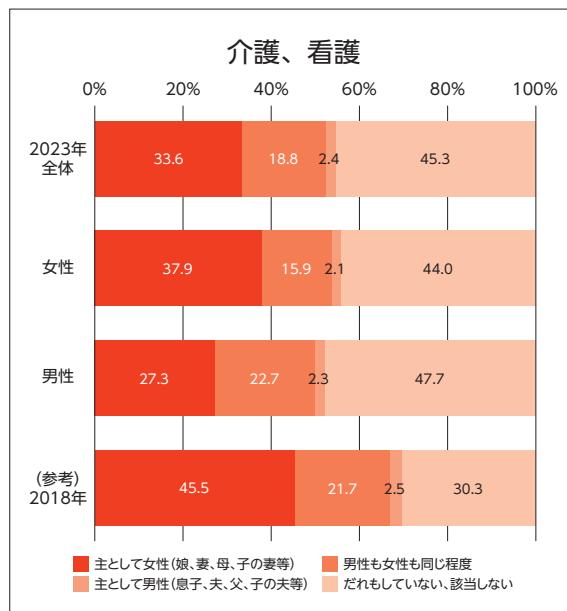
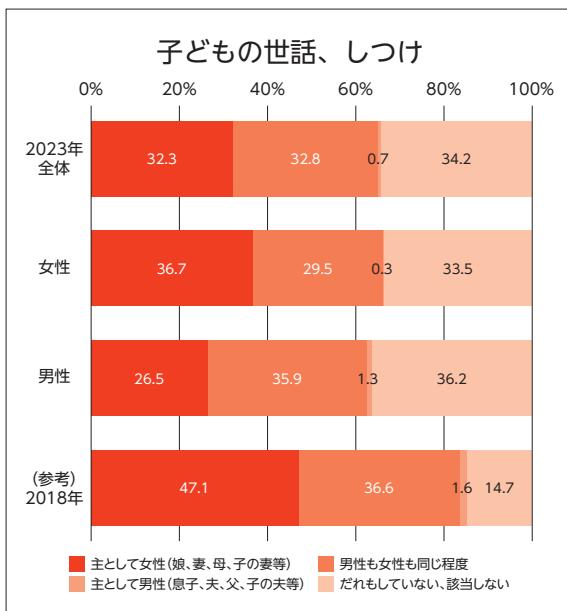
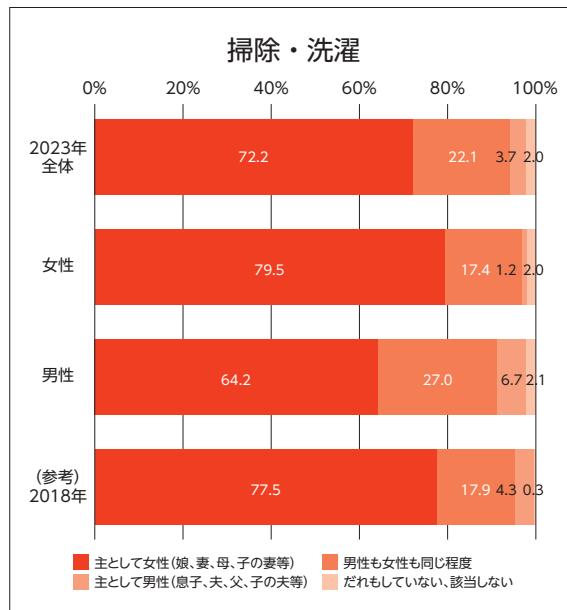
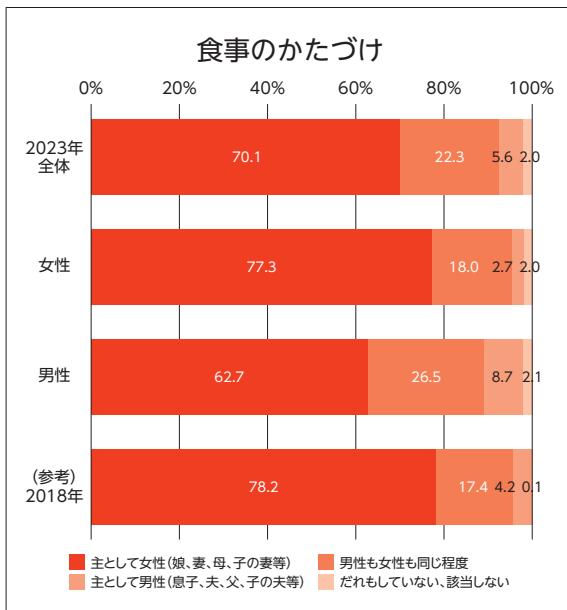
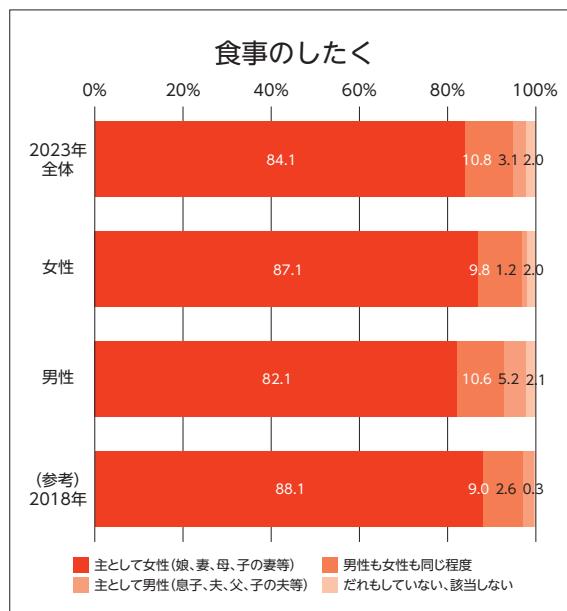
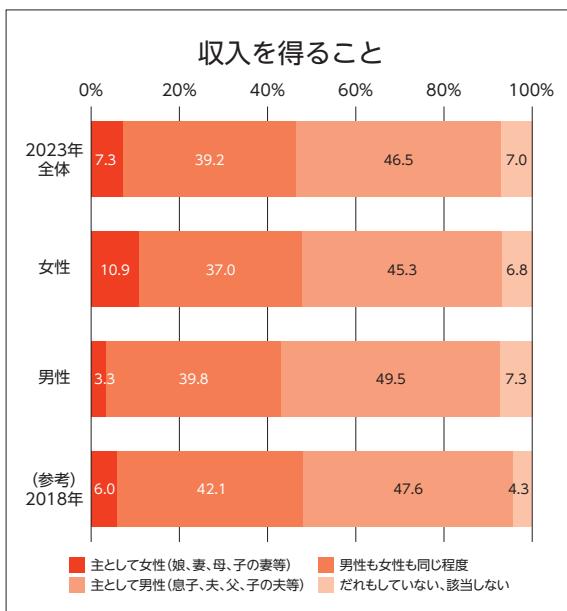


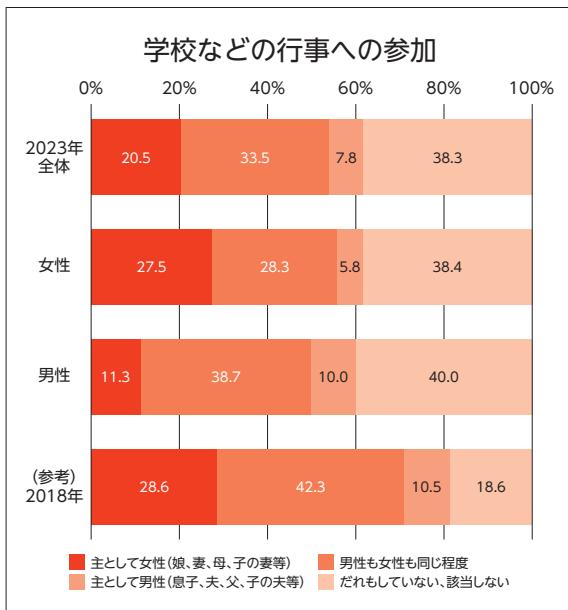
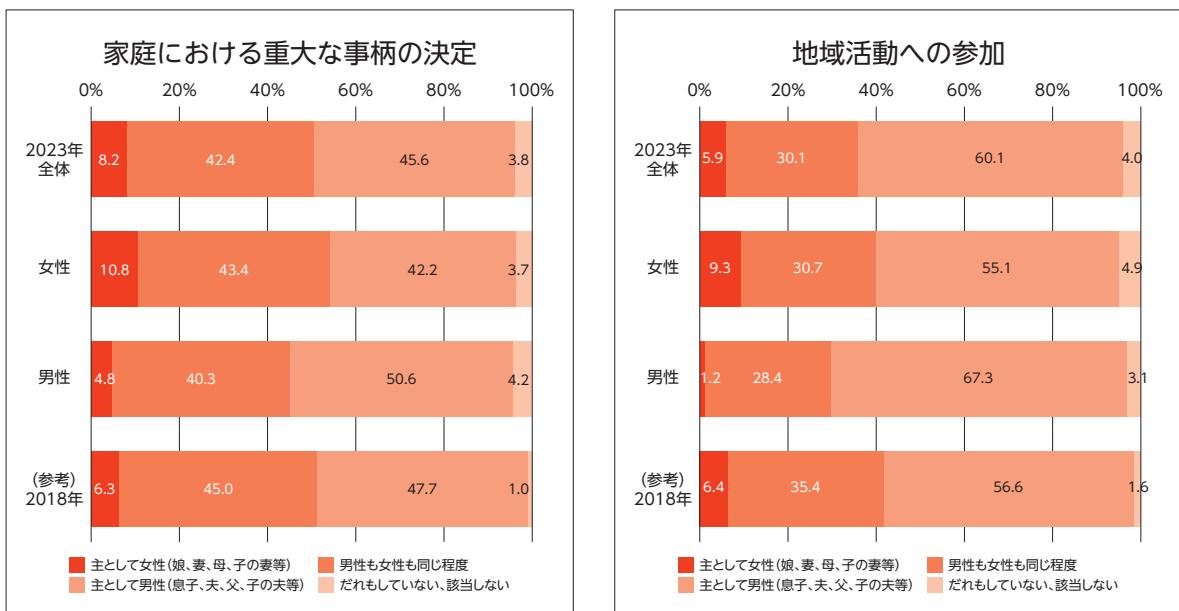
## ■家庭生活について

次に、家庭における男女の役割分担についての項目を確認してみよう。ここでは、全体と性別ごとに家事や育児などの項目について、家庭で男女どちらが担当しているか、「主として女性の仕事」「男性も女性も同じ程度」「主として男性の仕事」「該当しない」のうちから選択してもらっている。参考として、同じ質問項目に対する前回（2018年）調査の全体の回答を追記している。2018年と比べると、今回調査では子育てや介護に関する項目で「該当しない」が増えている点は留意する必要がある。

食事のしたくやかたづけ、掃除・洗濯では全体的に「主として女性」が担っている割合が高いが、2018年と比べると食事のかたづけや掃除・洗濯においては「男性も女性も同じ程度」の割合が増加している。また、子どもの世話やしつけに関しては、「主として女性」と答える人と「男性も女性も同じ程度」と答える人が同じくらいの割合であり、2018年に「主として女性」が多かった状況からの変化が窺える。炊事や家事などはまだ女性の仕事として捉えられているが、子育てについては男女が共同で行うこととして定着しつつあるのかもしれない。

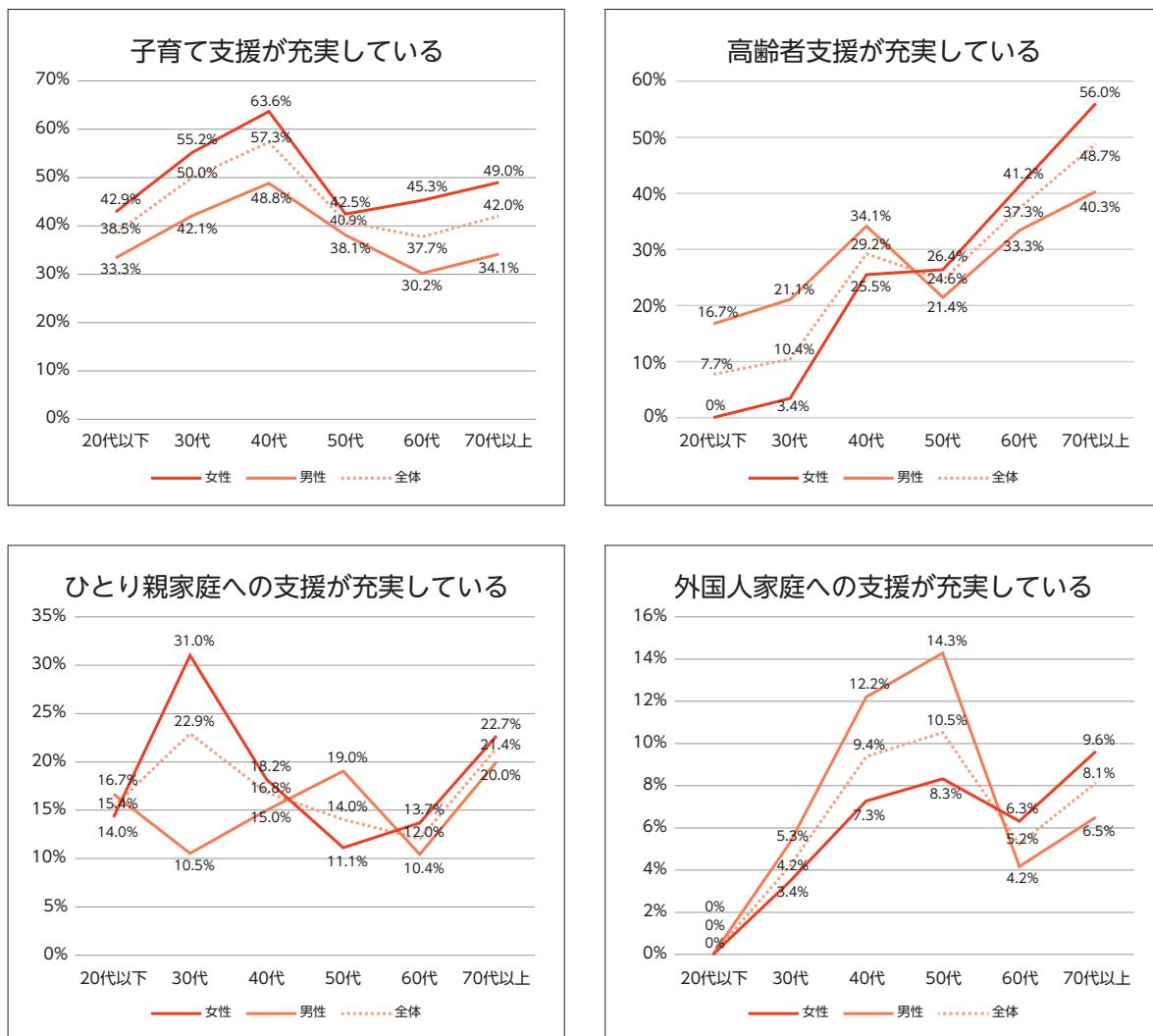
「収入を得ること」「家庭における重大な事項の決定」「地域活動への参加」の項目は、「主として男性」が担うことが多い。ところが「男性も女性も同程度」の割合も同様に高いこと、また、2018年と比べると「収入を得ること」「家庭における重大な事項の決定」における「主として女性」の割合が少し増加していることも注目できる。





## ■雲南市の家庭支援について

雲南市の子育て支援、高齢者支援、ひとり親家庭支援、外国人家庭支援、障がい者支援、生活困窮者（家庭）支援について、それぞれ充実しているかどうか尋ねた結果、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合を足し合わせた結果を年齢層別に示した。全体的に見て、子育て支援が充実している、ひとり親家庭への支援が充実していると答えてるのは男性よりも女性が多い。また年代で見ると、30代・40代で現在子育てをしている層では「子育て支援が充実している」と答えてるのに対し、50・60代になるとそう答える割合が減っていることが分かる。逆に、「高齢者支援が充実している」については、高齢の世代ほどそう思う割合が高くなっている。



ただし留意点として、この設問には今回調査から「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」のほかに「わからない」という選択肢が追加されている。そのため、自分と直接関係ない支援については「わからない」と答えた人が非常に多く、当事者以外で意見を回答した人が少なくなってしまった可能性がある。それぞれの項目で「わからない」と答えた人は、「子育て支援が充実している」で39%、「高齢者支援が充実している」で36.6%、「ひとり親家庭への支援が充実している」で61.9%、「外国人家庭への支援が充実している」で78.1%、「障がい者への支援が充実している」で62.8%、「生活困窮者への支援が充実している」で65.5%（いずれも全体）であった。

## ■女性・男性に対する暴力について

暴力についての問題は、近年# Metoo 運動や性被害を受けた当事者の告発等が世界的にも広がっており、社会的な関心と認識が高まっている領域である。調査票では、この5年間で配偶者や交際相手などに対して暴力をふるったこと、またふるわれたことがあるかについて尋ねている。加害についてみてみると、「相手が医師の治療が必要となるほどの身体的暴力をふるった」ことが「ある」と答えた人は0%で、男女ともにすべて「ない」(全体765人、女性395人、男性332人)となった。「相手が医師の治療は必要ない程度の身体的暴力をふるった」ことについて、「ある」は全体で0.7%（女性0.5%、男性1.2%）だった。「相手を大声で怒鳴ったり、バカにした」ことについては、全体で7.4%（女性5.1%、男性10.7%）の人が「ある」と答えている。「相手のメールや行動をチェックしたり、交友関係を制限した」では、「ある」と答えた人は全体で1.2%（女性1.6%、男性0.9%）であり、「相手の生活費を取り上げた」では「ある」は全体で0.2%（女性0.5%、男性0%）、「相手が嫌がっているのに性的な行為を強要したり、避妊に協力しなかった」について「ある」と答えた人は0%だった。

激しい身体的暴力や性的暴力については、暴力の加害者であるという申告はみられなかった。言葉での暴力は比較的多く回答があり、「怒鳴ったり、バカにした」ことがあると答えた人は男性では1割を超えている。行動の監視や経済的な束縛などは、女性の方が「ある」と答えた回答者は多くなっている。

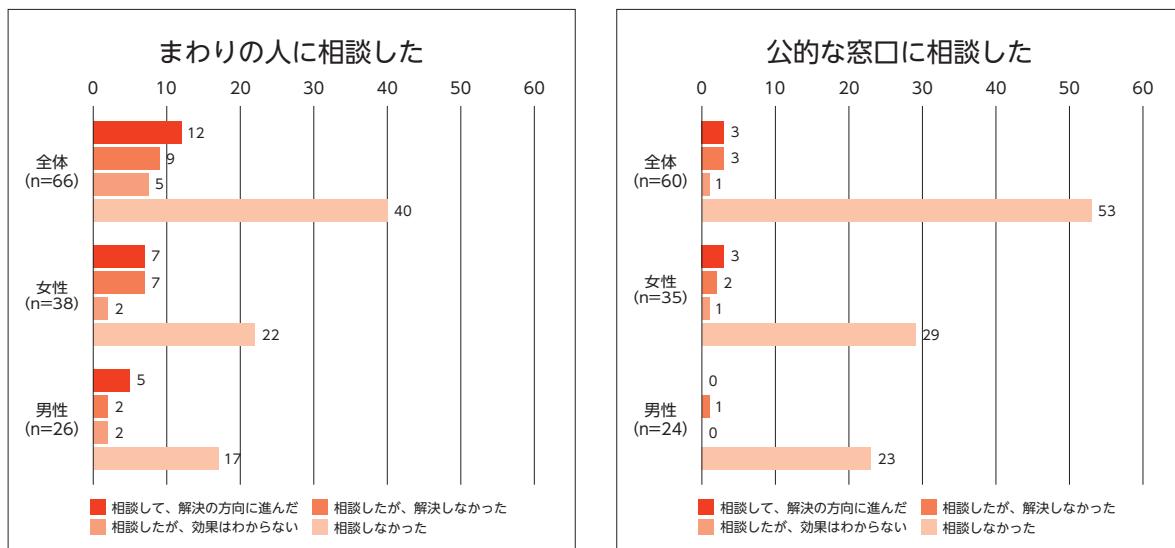
一方、被害経験について、この5年間のそれぞれの暴力被害について、「自分が経験した」「身近な人が経験した」「自分も身近な人も経験なし」から複数回答可として答えてもらった。「医師の治療が必要となるほどの身体的暴力」は「自分が経験した」人が全体で0.5%、「身近な人が経験した」も0.5%いた。「医師の治療は必要ない程度の身体的暴力」になると、「自分が経験した」は全体で1.0%、「身近な人が経験した」は1.8%になる。「怒鳴る、バカにする」は「自分が経験した」人は全体で5.0%いることが分かっている。また、「生活費を取り上げられる」「性的行為を強要する」以外の項目は男性の被害もあり、男女の差があまりない被害の項目も見られる。

## 暴力の被害経験

		全体	女性	男性
治療が必要な身体的暴力	自分が身近な人が経験なし	0.5%	0.7%	0.3%
治療が必要でない身体的暴力	自分が身近な人が経験なし	0.5%	0.7%	0.3%
怒鳴る、バカにする	自分が身近な人が経験なし	90.9%	89.7%	95.1%
監視、行動チェック	自分が身近な人が経験なし	1.0%	1.4%	0.6%
生活費取り上げ	自分が身近な人が経験なし	1.8%	2.8%	0.9%
性的行為強要	自分が身近な人が経験なし	89.3%	87.2%	94.2%
		5.0%	5.6%	4.6%
		3.3%	3.5%	3.2%
		83.8%	82.3%	88.2%
		1.0%	1.4%	0.6%
		1.0%	1.6%	0.3%
		90.0%	88.1%	94.8%
		0.4%	0.7%	0.0%
		0.7%	1.2%	0.0%
		90.8%	89.3%	95.7%
		0.4%	0.7%	0.0%
		0.5%	0.7%	0.3%
		90.5%	89.0%	95.1%

また、暴力の被害経験がある人・身近な人に被害経験があると答えた人には、暴力についてどこに相談し、その結果解決したかどうかを尋ねた。相談した先としてもっとも多いのは「まわりの人」、「弁護士やカウンセラーなど専門家」と「公的な窓口」が同じくらいとなっているが、圧倒的に「相談しなかった」と答えた人が多い。特に、男性ではほとんどの人が「相談しなかった」と答えている。

暴力の被害を相談しづらい現状があること、特に男性にとっては相談することにより高いハードルがあるのではないか、ということは、今後取り組まなければならない課題として挙げられる。

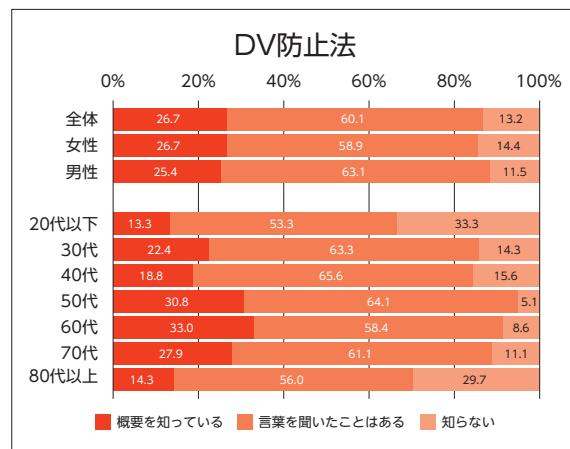
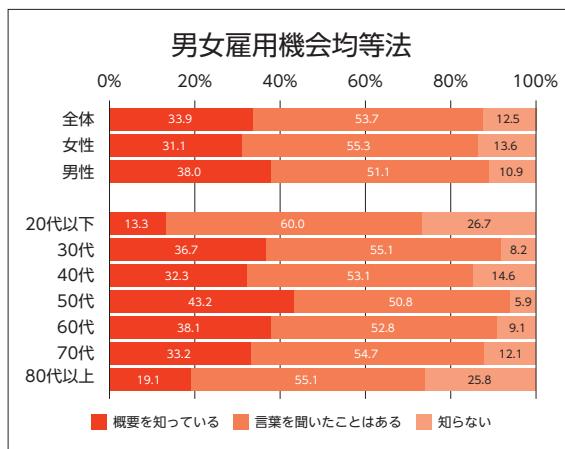
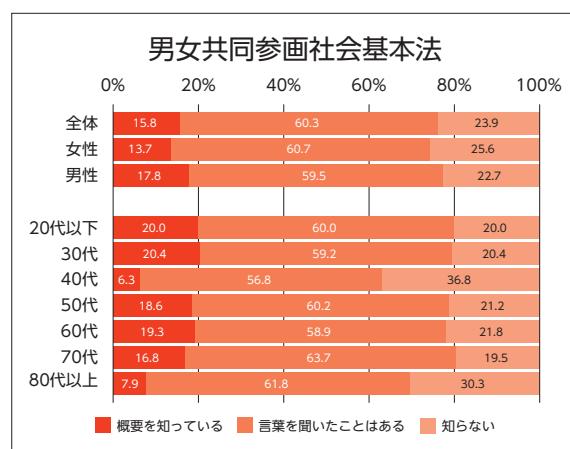
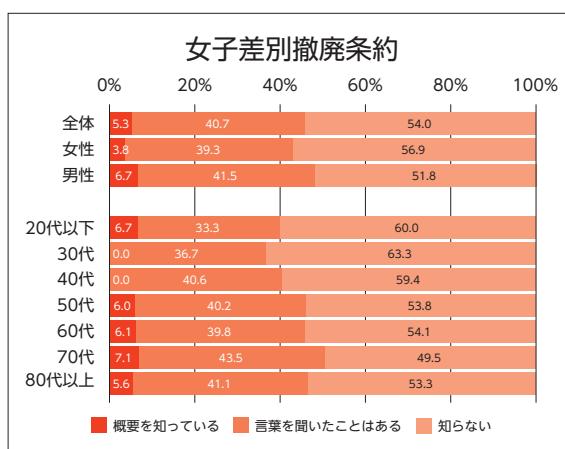


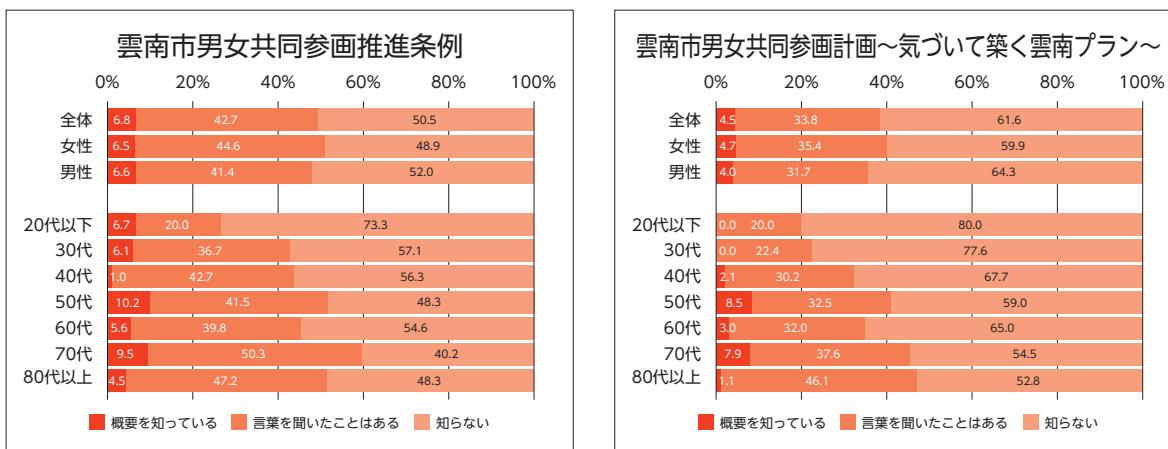
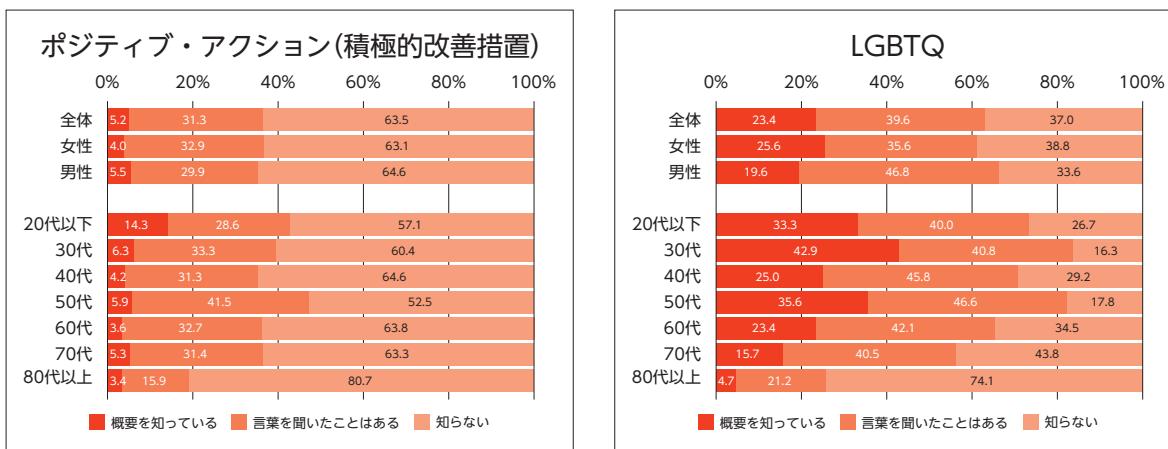
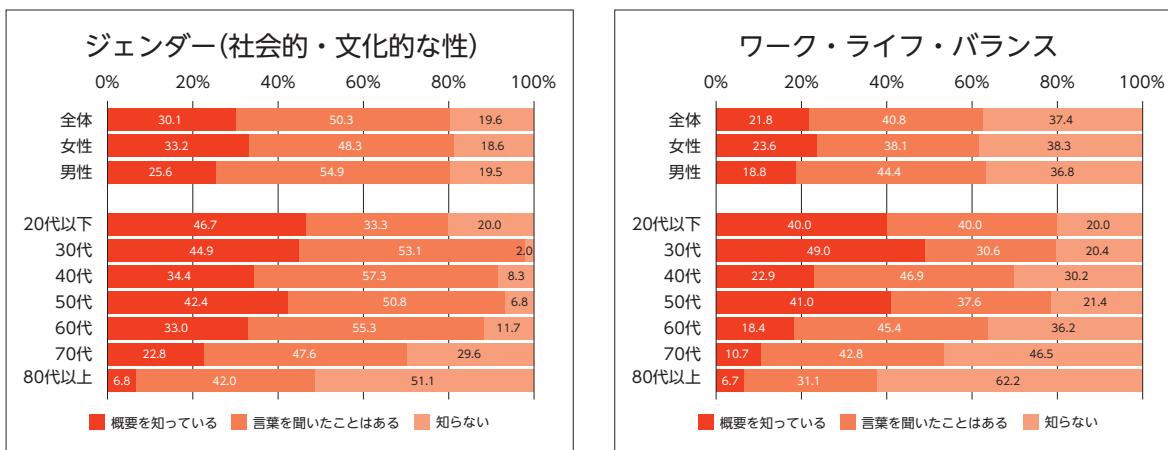
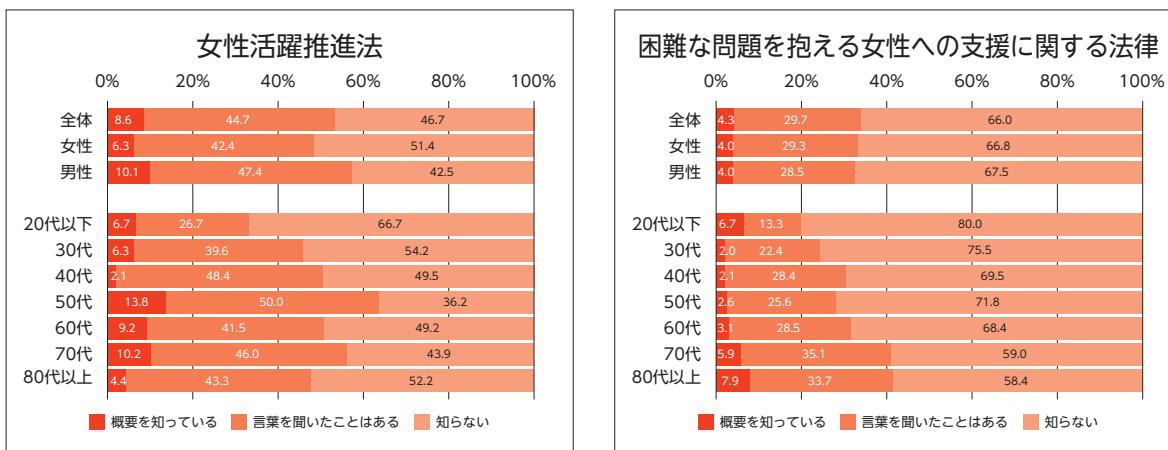
## ■男女共同参画に関する用語、制度、機関の認知度について

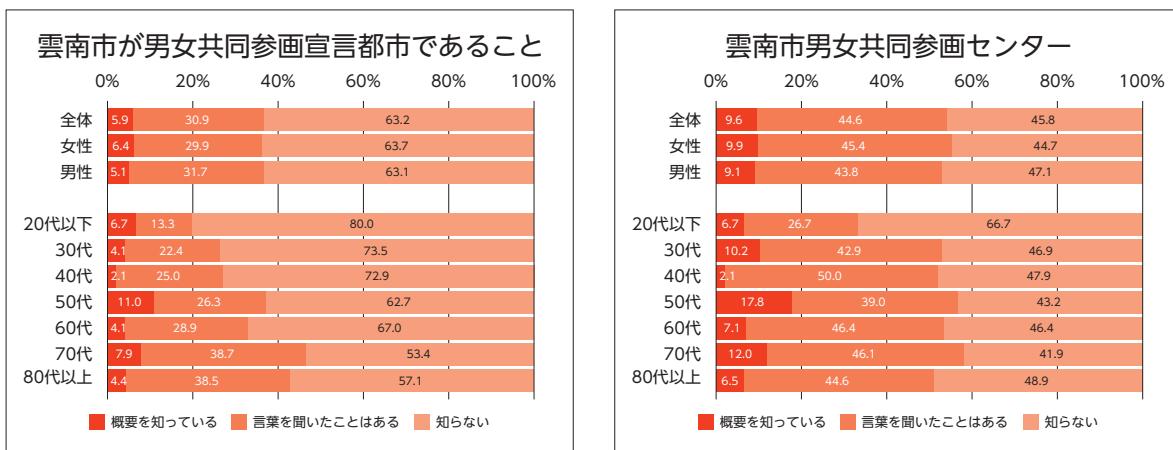
男女共同参画推進のための用語、制度、機関について、回答者に知っているかどうかを尋ねた。性別・年齢層別に見た結果を以下のグラフに示す。今回の調査票では、前回調査から用語の見直しを行い、「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」と「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉を削除し、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」と「LGBTQ」の文言を質問項目に追加した。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、2022年に成立し2024年4月から施行される新法で、売春防止法を根拠法とした婦人保護事業から、居場所のない若年女性などをより包括的に支援できるような枠組みを求めて作られたものである。これは、施行前の新法であるにもかかわらず「言葉を聞いたことはある」と答えた人がどの年代でも3割程度いた。「LGBTQ」については全体的に知名度が高く、特に20代、30代の若い世代では「概要を知っている」と答えた人が多かった。

ほかに、全体的に知名度が高く「概要を知っている」と答えた人が多かったのは「男女雇用機会均等法」「DV防止法」「ジェンダー」「ワークライフバランス」などである。「ジェンダー」「ワークライフバランス」は年齢層が低いほどよく知っている傾向がある。一方で、「雲南省男女共同参画推進条例」「雲南省男女共同参画計画～気づいて築く雲南プラン～」「雲南省が男女共同参画宣言都市であること」については、「知らない」と答えた人が半数以上であり、若い世代ほど認知度が低い傾向にあることが分かった。







## ■調査結果をふまえて

今回の意識調査の結果をみると、雲南市の人々の意識として、男女の性別役割分業意識や性別に対する固定観念は徐々に変化していることが分かる。特に、前回調査、前々回調査との意識の変遷を見ると、女性の働き方についての認識は大きく変わり、子どもを産んでも働き続けることが主流となっていることが分かる。また、職場のセクハラ・パワハラの認識や「男性優位」の社会であることの認識についても変化が見られた。

一方で、実際の生活における男女の役割分業が根強く残る部分もある。食事のしたくや洗濯など、家事を主に担うのは女性がほとんどであり、家庭における重大な決定を下すのは主として男性の方が多い。その中でも、子育てに関わることは男性と女性が同じくらい担うという傾向が見られるようになっているが、未だ女性の方が子育てや介護が「向いている」と思われやすく、実際に家庭内でのケアの担い手は女性が中心である。

また、暴力被害についての調査結果からは、男女の別なく暴力被害があること、そして、特に公的な窓口へは相談しづらい状況にあることが推察される。相談しやすい環境を整える等、今後の市の取り組みにおいて工夫しなければならない点が示されていたのではないかと思う。

今回の調査では、これまで性別の選択肢を男女に限り、男女別に結果集計を行っていた方法を見直し、性別の項目には「どちらでもない」「回答しない」を追加した。また、これまで使っていた「配偶者」という表現を「配偶者（パートナー）」と改め、性的マイノリティの方々の回答を視野に入れたアンケート設計を行った。これは、男女の区別によるジェンダー・ステレオタイプを取り払い、その人を「個人」として扱う第一歩である。多様性を目指す社会というのは、性別を含めすべての属性において、個人がその属性にとらわれることなく生きづらさを感じなくてよい社会である。たとえば子育てのしづらさ、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」といった性役割規範により生まれる窮屈さ、人種による差別なども、多様性が認められない不寛容な社会にみられる特徴である。こうした生きづらさから脱却するために、「男女が生きやすい社会」を目指すのではなく、性別に関係なくすべての多様な個人が生きやすい社会を作ることを、男女共同参画社会の目指すところとしたい。

# 雲南省男女共同参画推進条例

平成16年11月1日条例第12号

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女共同参画はすでに世界の大きな流れであり、国際連合における国際的な合意に基づくものであるとともに、これまで男女平等の実現に向けた様々な取り組みが国内外において進められてきた。

しかし、社会のあらゆる分野において性別によって役割を分ける社会通念、慣習、しきたりがいまなお根強く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

一方、少子高齢化や家族・地域社会の変化、情報技術等の急速な進展により、女性の社会進出が一層求められている。国においては、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号。以下「法」という。)が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の形成は21世紀の最重要課題と位置付けられている。

このような状況を踏まえ、雲南省においても、男女共同参画社会の形成は新しい価値の創造であり、市民のだれもが安心して生き生きと豊かに暮らしていくためには、地域の特性に応じた男女共同参画の総合的かつ計画的な推進について、市、市民及び事業者が協力、連携して取り組むことが重要である。

ここに雲南省の男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の実現を目指す。

## (目的)

第1条 この条例は、法にのっとり、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において営利・非営利、個人・法人を問わず事業を営んでいるものをいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか

一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快を与えその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

## (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく平等に扱われ、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を發揮する機会が確保されること、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること及びその他の男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、固定的な性別役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において多様な生き方を選択することができることを基本として行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策方針の決定、計画の立案等に男女が共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に家事、育児、介護について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようすることを基本として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の形成促進の取り組みが国際的協調の下で推進されることを基本として行われなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び県と相互に連携及び協力して取り組むものとする。

4 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

## (市民の責務)

第5条 市民は、家庭・職場・地域社会・学校などで

固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努め、あらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、基本理念についての理解を深め、市が実施する男女共同参画の推進のための施策に積極的に協力、協働するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭生活における活動、その他の活動とを両立して行うことができる職場環境にするよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するとともに、市から要請があったときには男女共同参画の推進状況を明らかにするよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会、職場、家庭、学校、地域等あらゆる場において、性別による差別的扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会、職場、家庭、学校、地域等あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 夫婦間を含むすべての男女間における身体的、精神的、性的及び経済的等すべての暴力や虐待を禁止する。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報の表現で、男女間における暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントを助長したり、連想させるようなものは行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市は、法第14条第3項に基づき雲南市の男女共同参画に関する計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 前項の男女共同参画計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映できるよう努めるとともに、雲南市男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

3 市は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画推進月間)

第11条 市は、市民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようになるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(広報活動等)

第12条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理

解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(教育における配慮)

第13条 市は、学校教育及び生涯教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するものとする。

(市民及び事業者への支援)

第15条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び苦情への対応)

第16条 市長は、性別に基づく差別、人権の侵害、男女間における暴力的行為などに関する相談及び苦情に対する助言、指導を行う苦情相談窓口を置き、他の苦情処理機関等と連携をとり、相談者に対し必要な支援を行うなど解決に努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、雲南市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、調査研究の結果を公表するものとする。

(年次報告)

第18条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進委員会の設置)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、雲南市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 市が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 第9条第2項及び第16条第2項によりその権限に属させられた事務

3 男女いずれかの一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

# 雲南市男女共同参画推進条例施行規則

平成16年11月1日規則第9号

最終改正：平成23年3月31日規則第33号

## (趣旨)

第1条 この規則は、雲南市男女共同参画推進条例（平成16年雲南市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (推進委員)

第2条 条例第19条に規定する推進委員会の委員（以下「推進委員」という。）は、15人以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が適當と認める者

## (任期)

第3条 推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (推進委員会)

第4条 推進委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、推進委員のうちから互選する。  
3 会長及び副会長は、それぞれ性別を異にする者とする。

4 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

6 会長は、必要があると認めるときは、推進委員会へ委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (推進委員会議)

第5条 推進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進委員会は、推進委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は出席推進委員の過半数で決し、

可否同数のときは議長の決するところによる。

## (推進委員会の部会)

第6条 推進委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき推進委員は、会長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する推進委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査検討した結果を推進委員会に報告しなければならない。

5 部会は、調査検討の終了とともに解散するものとする。

## (資料の提出その他の協力)

第7条 推進委員及び推進委員会は、心要があると認めるときは、関係者に意見を求め、又は資料の提出及び協力を求めることができる。

## (庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、人権推進室において処理する。

## (苦情相談窓口)

第9条 条例第16条に規定する苦情相談窓口は、人権推進室に置く。

## (その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

### (経過措置)

2 第3条の規定に関わらず、当初の委員の任期は市長が委嘱した日から平成19年3月31日までとする。

附 則(平成23年3月31日規則第33号)(略)  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 雲南市男女共同参画センターの設置に関する規則

平成20年3月25日規則第1号

### (趣旨)

第1条 この規則は、雲南市男女共同参画推進条例（平成16年雲南市条例第12号）の規定に基づき、雲南市における男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同参画の確立や女性問題の解決に向けた支援等を行う雲南市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 雲南市男女共同参画センター

位置 雲南市木次町新市3番地

### (所掌事務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画意識の普及に関すること。
- (2) 男女共同参画促進のための人材育成に関するこ  
と。
- (3) 女性に対する暴力への対策に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進に関すること。

### (組織)

第4条 センターに所長、その他必要な職員を置き、雲南市人権センター職員をもって充てる。

### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 雲南市女性相談支援員規則

令和6年4月1日規則第30号

### (趣旨)

第1条 この規則は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき、女性相談支援員の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 女性相談支援員の職務は次のとおりとする。

- (1) 法第2条に規定する「困難な問題を抱える女性」の発見、相談及び必要な援助に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第4条に定める被害者の相談及び必要な援助に関すること。
- (3) 関係機関との連携及び連絡調整に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

### (身分)

第3条 女性相談支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (任用)

第4条 女性相談支援員は、第2条の職務を行うのに必要な能力及び知識を有する者のうちから市長が任

用する。

### (任期)

第5条 女性相談支援員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

### (服務)

第6条 女性相談支援員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 女性相談支援員は、その職務を遂行するにあたっては、この規則に定めるもののほか関係法令を遵守しなければならない。

### (その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(雲南市女性相談員規則の廃止)

2 雲南市女性相談員規則（平成16年雲南市規則第62号）は、廃止する。

# 雲南市男女共同参画推進本部要綱

平成20年6月25日訓令第10号  
最終改正：令和6年4月1日訓令第20号

## (設置)

第1条 雲南市男女共同参画推進条例（平成16年雲南市条例第12号。以下「条例」という。）に基づき、雲南市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 推進本部は、雲南市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## (所掌事項)

第3条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 雲南市男女共同参画計画における具体的施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関し、関係する部課等の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるものその他、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

## (組織)

第4条 本部は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長及び教育長
- (3) 本部員 別表第1に掲げる職にある者

## (会議)

第5条 推進本部は、本部長が招集し、本部長は、会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係する職員を推進本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

## (連絡会)

第6条 推進本部に連絡会を置く。

2 連絡会は、推進本部の指示することについて、調査及び検討するものとする。

3 連絡会委員は、別表第2のとおりとする。

4 連絡会に会長をおき、会長は連絡会に属する会員のうちから本部長が指名する。

5 会長は、連絡会の事務を掌理し、連絡会において、調査、検討した結果を本部長に報告しなければならない。

## (庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部人権推進室において処理する。

## (その他)

第8条 この訓令に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則 (略)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第4条関係)

雲南市男女共同参画推進本部本部員名簿

役職	職名
本部員	政策企画部長
〃	総務部長
〃	防災部長
〃	市民環境部長
〃	健康福祉部長
〃	こども政策局長
〃	農林振興部長
〃	産業観光部長
〃	建設部長
〃	会計管理者
〃	議会事務局長
〃	上下水道局長
〃	教育委員会教育部長
〃	雲南市立病院事務部長
〃	監査委員事務局長
〃	大東総合センター所長
〃	加茂総合センター所長
〃	木次総合センター所長
〃	三刀屋総合センター所長
〃	吉田総合センター所長
〃	掛合総合センター所長
〃	総務部次長

※事務局：総務部人権推進室

## 別表第2 (第6条関係)

雲南市男女共同参画推進本部連絡会委員名簿

所属	職名
政策企画部	次長
総務部	次長
	人事課課長
防災部	次長
市民環境部	次長
健康福祉部	次長
こども政策局	次長
農林振興部	次長
産業観光部	次長
建設部	次長
議会事務局	次長
上下水道局	次長
教育委員会	次長
雲南市立病院	事務部次長

※次長がない場合は課長が委員となる

## 雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議会則

(名称)

第1条 本会は、雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に發揮する機会が確保され、社会の対等な構成員として自らの意思により家庭、地域、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる男女共同参画社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修・啓発の実践活動に関すること。
- (2) 講演会、研修会の開催に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体等との連携に関すること。
- (4) その他、目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 会員は、本会の目的に賛同する雲南市男女共同参画推進委員会委員、オブザーバー委員及び島根県男女共同参画サポーター並びに男女共同参画に関する機関、団体の代表者及び個人をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に会長1名、副会長1名、事務局長1名

を置く。

(役員の選出)

第6条 本会の役員は、会員の互選により会議において選出する。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会務を処理する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、役員に欠員が生じたときは、後任者をもってこれにあて、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。また会議の議長は、会長がこれにあたる。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、事務局長の所属する雲南市男女共同参画センター内に置き、会務を処理する。

(補則)

第11条 この会則に定めるものほか本会の運営に必要な事項は、会議において別に定める。

附 則 (略)

この会則は、平成22年6月4日から施行する。

## 雲南市困難な問題を抱える女性及びDV被害者等に対する支援調整会議要綱

令和7年3月29日告示第221号

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「女性支援法」という。）第15条第1項に規定する支援調整会議並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の2第2項に規定する協議会として、雲南市困難な問題を抱える女性及びDV被害者等に対する支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 女性支援法第15条第2項及びDV防止法第5条の2第3項に規定する業務に関する事項。

(2) その他必要な事項に関する事項。

(組織)

第3条 支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をもって組織し、各会議は別表に掲げる関係機関等に属する者をもって構成する。

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、困難な問題を抱える女性等の実態や支援に関する情報交換並びに関係機関等の支援体制及び連携の在り方等について協議する。

2 代表者会議は、総務部長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、個別ケースについて支援対象者と関わりのある関係機関等の担当者と経過状況の確認及び今後の支援内容の検討等を行う。

2 実務者会議は、総務部人権推進室長が必要に応じて招集する。

3 実務者会議は、必要に応じて、関係機関等の担当

者以外の関係者の出席を求めることができる。

(個別ケース検討会議)

第6条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象者について関係機関等の担当者と状況把握及び支援方針等を検討する。

2 個別ケース検討会議は、総務部人権推進室長が必要に応じて招集する。

3 個別ケース検討会議は、必要に応じて、関係機関等の担当者以外の関係者の出席を求めることがある。

(守秘義務)

第7条 支援調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、女性支援法第15条第5項及びDV防止法第5条の3の規定に基づき、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 支援調整会議の庶務は、総務部人権推進室において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるものほか、支援調整会議の組織及び運営に関する必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(雲南省女性に対する暴力等対策関係部局(府内)担当者連絡会要綱の廃止)

2 雲南省女性に対する暴力等対策関係部局(府内)担当者連絡会要綱(平成31年雲南省告示第134号)は、廃止する。

別表（第3条関係）

関係機関

機 関 名
島根県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センター)
出雲児童相談所
雲南警察署
雲南市社会福祉協議会
その他必要と認める機関

府内関係部局

部局名	課・グループ名
市民環境部	市民生活課 市民グループ
	市民生活課 生活グループ
健康福祉部	健康福祉総務課
	長寿障がい福祉課
	健康推進課
	保健医療政策課
こども政策課	こども政策課
	こども家庭支援課
産業観光部	商工振興課
建設部	建築住宅課 住宅管理グループ
教育委員会	学校教育課
	児童生徒支援課
雲南省立病院	事務部総務課
大東総合センター	市民福祉課
加茂総合センター	市民福祉課
木次総合センター	市民福祉課
三刀屋総合センター	市民福祉課
吉田総合センター	市民サポート課
掛合総合センター	市民サポート課

## **発行編集 雲南市男女共同参画センター**

〒 699-1334 島根県雲南市木次町新市 3 番地

TEL 0854-42-5678 FAX 0854-42-1839

e-mail danjyokyoudou@city.unnan.shimane.jp

**無断転載禁止**